

園芸作物等どんどん拡大支援事業補助金

～ 園芸作物の生産拡大を支援します。～

1. 産地化を見据えた支援

◆支援対象品目

- ・出荷・販売を目的に新規、または規模を拡大して作付する
①ブロッコリー ②ネギ ③タマネギ ④キュウリ の種苗費



◆支援内容及び補助率

- ・種及び苗購入に係る支援 新規・拡大のための種の購入費用 **全額**
- ・緑肥の種子代に係る支援 新規・拡大に必要な緑肥の種子代
(補助上限：3,000円/10a)
- ・収入保険掛金に係る支援 保険方式部分の2/3以内
(3年目以降2年間1/3以内。最大4年間)

2. 園芸作物等の生産拡大のための支援

◆支援対象品目

- (1) 出荷・販売を目的に、新規、または規模を拡大して作付する
野菜・花き・果樹
- (2) 出荷・販売を行う果樹の改植

◆支援内容及び補助率

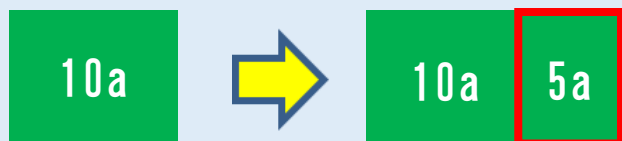
- ・種購入の支援 補助率：2/3以内
- ・苗購入の支援 補助率：1/2以内
- ・果樹の改植の支援 40,000円/10a



※「園芸作物等の生産拡大のための支援」、「産地化を見据えた支援」は、市内での作付面積が施設栽培で1a以上、または露地栽培で3a以上が要件となります。

※「収入保険掛金に係る支援」は支援対象品目を新たに作付け、または規模を拡大することが必要となります。

(例)



R5作付面積10a

R6作付面積15a の場合

=差し引きの増加面積 5aが補助の対象になります。

拡大した面積分が
補助の対象だよ！



3. ハウス整備への支援

◆支援内容

出荷・販売を目的に行う施設園芸に必要なハウスの整備
(新規設置、規模拡大、更新、修繕、ビニールの張替 等)
※当該事業年度で1事業主体1棟に限る。

◆補助率

整備費用の1/3以内
(上限300,000円)



◎補助対象期間

種苗費については、補助申請の年度4月1日から翌年の3月末までの間に、種苗の発注、納品、支払いが確認できるものが対象となります。

ハウスの整備については、交付決定日から補助申請年度の3月末までの間に、ハウスの発注から竣工まで完了できるものが対象となります。
ハウス着工前に事業の申請を行い、交付決定を受ける必要がございますので、ご注意ください。

◎必要書類について

◆交付申請

①市が定める申請様式

- ・園芸作物等どんどん拡大支援事業 申請書
- ・園芸作物等どんどん拡大支援事業 事業実施計画書
- ・出荷販売を目的として、作付けを行うことへの誓約書

②見積書、注文書、申告書等の写し

③補助金を振り込む通帳口座の写し 等

◆実績報告

①市が定める実績様式

- ・どんどん拡大支援事業 実績報告書
- ・作付ほ場一覧表 (R5, R6)

②納品書、請求書、領収書の写し 等



◎申請期限 **令和7年2月28日(金)**

○問い合わせ先

南相馬市農林水産部 農政課振興係
(南相馬市小高区本町二丁目78番地)

TEL : 0244-44-6807
FAX : 0244-44-6047